

令和 5 年度 第 3 回成年後見制度利用促進審議会 議 事 要 旨

◎ 開催日時 令和 6 年 2 月 5 日（月曜日） 13 時 30 分～ 15 時 00 分

◎ 開催場所 青梅市役所議会棟 3 階第 3 委員会室

◎ 出席者（委員 6 名、事務局 5 名）

（委員）

小野会長、山下副会長、中野委員、小嶋委員、林委員、諸澤委員

（事務局）

大勢待市長、増田健康福祉部長、茂木地域福祉課長、田中地域福祉課庶務係長、小川社会福祉協議会福祉相談係長

◎ 欠席者 田中委員、山浦委員

◎ 次第

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）地域福祉計画に含まれる成年後見制度利用促進基本計画（素案）について【資料 1、2】

（2）諮問事項に対する答申について

（3）第 2 回成年後見制度利用促進審議会議事録について【資料 3】

4 報告事項

（1）成年後見あんしん生活創造事業による報告について【資料 4】

5 その他

◎ 議題（要旨）

3 協議事項

（1）地域福祉計画に含まれる成年後見制度利用促進基本計画（素案）について【資料 1、2】

副会長 アンケートですが、現実にはその人の問題になってこない限り、多くの市民の方になかなかご理解がいただけない、周知がされていないということで、結局アンケートに上がってこない原因になってるように考えられると思うんです。委員長いかがでしょうか。

会長 全国的に成年後見制度は住民の理解が得られてないですね。だから、いろんな場面で PR する機会を設けていく必要があると思います。

委員 他のパブコメと比べて意見の件数としてはどうですか。今回 15 件ですよ。別の案件だともうちょっと集まってるとかその辺はわかりますか。

事務局 今手元に資料の持ち合わせがないのですが、前回の地域福祉計画のときには 0 件でした。今回合本した高齢者とか障害の計画は数件とかのレベルでした。

委員 先ほどアンケートの話が出てきたんですけども、制度自体を知っているかどうかという問題になると、全体で 20%～25%程度で、40 代から 60 代にかけて、少しずつ増えていると。だけど将来的に利用したいかということになると若い人の方が、逆に利用したいニーズが多い特徴があるかと思うのです。周知を図る際には、そういうデータをもとに何か工夫をしていく必要があるのかなと感じました。

それともう一つ、計画の中に、重層的取組と連携をとりながら、体制を整えていくというような、文言があったかと思うんですが、ちょっと抽象的な内容だったもので。具体的には、多分、各センターに配置される地域福祉コーディネーターを中心に進めていくってことだと思うんですけども、ちょっとその辺の文言が何かを言ってるようで何かを言っていないような気がしました。実際の運営面で、どういうふうに具体的化していくのかというのが書いてあるけど中身がないみたいにならないようにお願いしたい。

会 長 その関連は私の方でぜひ入れてほしいということで事務局に話をしました。私は大事だと思ってるのは、重層的支援体制整備事業の中の多機関協働です。いろんな職種の人たちが集まって、例えば、この人、この世帯をどうしていくのかっていうところを協議しあう場がすごく大事だと思ってます。今、1世帯に複数の福祉問題を抱える世帯がかなりあるのです。それを個々の専門職がそれぞれの分野ごとにバラバラに関わっているのは、全体的な世帯の問題解決に繋がらないです。ここで、重層的支援体制整備事業の成年後見の利用者やこれから利用しようとする人、現在利用している人の問題も噛み合わせながら考えていくという意味で、連携体制が必要だということから入れていただきました。

事務局 補足です。9ページ、重層的支援体制整備事業実施計画等でございます。会長からも、ご意見いただきました右側のページの方で、重層的支援体制整備の事業につきましては、1から6までの事業があります。5番目多機関協働事業で、事業支援を行っていくというのが求められている。この成年後見の審議会であります。後ろの方のページになっていますが、60ページの計画の中でも左側の上で重層的支援体制整備事業と共通点を持っておりということで、双方を効果的に推進するため、関係する部局や支援関係機関の相互理解に努めますというような文言を入れております。具体的に重層的支援体制整備事業につきましては、細かくそれぞれ〇と重なるという字で(重)のところで政策はそれぞれ挙げてあるのですがそこに書ききれない共通する部分もございます。そういった取組につきましては今後、今日の最後の方に議題もごございますが、本審議会の方の皆さんから実際の取組方についてはご意見いただいた上で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

委 員 要望なのですが、地域共生社会推進会議の中でも申し上げたのですが、成年後見の制度についても、家庭の中でいろんな問題がいくつかあって、そういったところを民生委員が訪問していろいろお話を伺ってくるわけです。そこで出てきた情報は、貴重な情報なので、それをどうやって活用していくかという点については個人情報の問題があって、皆さん活用がしにくいというところは社会福祉協議会と民生委員合同協議会が高齢者実態調査で協議している。市の政策等で、これをどう活用していくかということについてはまだちょっと障害があります。この辺のところを市と、社協と民生委員合同協議会3者で調査をして、その3者で活用していきますというような仕組みを作れるようにご協力をお願いしたいというふうに思っております。

会 長 個人情報の問題に関しては、重層的支援体制整備事業の多機関協働の支援会議では、個人情報を漏らすと、罰則があるんです。民生委員さんは民生委員法によって守秘義務があるのですが、例えばそこに、自治会長さんとかが参加しても、そこに守秘義務が課せられていないので、会議の冒頭に必ず罰則がありますということを、はっきり言ってから会議を始めていかないと思います。

委 員 そういう方法を皆さんで共有をしていく、あるいはそういう共有する必要があるということを皆さんに認知していただくことがまず大事だと思うんですよ。そこは頻度高く続けてやっていかないとなかなか浸透してこないっていう性質のものだと思います。皆さんに何回でも伝えていく取組が必要かなというふうに思います。

会 長 他にはどうでしょう。

副会長 具体的な話になってしまうんですけど、例えば、この成年後見制度を市民全般に市の広報で、周知するというようなことでは、ほとんどみんな読まないんじゃないかなと思うんですよね。やはり少し身に迫った人たちにきちんと集中的に広報をしていくようなことが必要なんじゃないかなというふうに思うのですね。例えば、私は知的障害の人たち中心に聞いていますが、お父さんもお母さんも元気でご本人も元気だっている中では、基本的には後見制度を使わないでも過ぎていくんです。現状では、相続のときに大きく引っかかってくるというようなことがあります。あとは例えば入所型の施設に入るとか。●●委員、精神病院は、後見制度はあまり関係なくて、ご家族がサインすれば大丈夫なんですよ。

委員 そうですね医療法認定制度は、後見制度とは関係ないですね。

副会長 高齢介護をしている人たちとか、障害を持っていて作業所に通って行って少し高齢になってきた親御さんとかご本人とかに、例えば成年後見制度があるということを、集中的に広報していく。ただ、今言ったように相続や何かのときあるいは必要性が迫っていないと皆さん読んでくれないという状況があったりするので、市内の障害者施設などを、市で循環して説明会を開いてもらうとか、包括なら包括の方で順番に後見のことについて説明を10分でも15分でも入れてくみたいな具体的に身に迫った形でないと、なかなか周知ができていけないのかなと。市民後見の話もあるんですけど、市民後見はもう本当に難しいなと思っていてそういう経過を経た上でお父さんお母さんが後見を取ってお亡くなりになって残った方が、他の人のためにもなってあげようとかってならないと市民後見は、なかなか手が挙がらないのかなとか思ったりするんです。ただ広報しましたではなかなか読まない気がするんです。ちょっと具体的な政策の中身になっちゃうかもしれませんが、文章としては書いていただいた上で、集中的に必要なところに手が届く必要があると感じています。

委員 民生委員として訪問して、後見制度を利用した方がいいんじゃないかなといった方がいっぱいいるんですけども、もうちょっと広く知ってもらって、相談をしていただく、来ていただくというような状況を作るためには、集中的に決めるか、選択をして、PRあるいは説明会を実施していく。例えば、いろんな施設であったり、自治会あるいは高齢者クラブの関係とかあると思うけども、そういうところに実施していく計画作りをしていけないと多分できない。計画作りは結構大事だと思います。計画とその施策を実現していくためには、皆さんに知っていただくための、効果的な施策をうたっていく必要があって、それが成功、不成功の鍵になるんじゃないかなというふうにも思います。

会長 これは答申書とか関係なく事務局も含めて留意しておいてほしいですけど、未成年後見の問題があるんです。これは児童相談所が絡んできますけれども、私も川崎で成年後見関係やってますけど、ここで上がってくるケースの中では、未成年後見人がついていた人が成人に達して成年後見に移ってくるっていう。知的障害のご夫婦の元で、遅れのない子供さんがいた場合、そういうケースがやっぱり、ポツポツ出てきている。そのことは特に社協の方にも留意して考えていかなければいけないと思います。

副会長 そんなようなことをテーマにした映画が今度できて、結構有名な人がいっぱい出ていて80何歳のおばあちゃんが監督でお父さんもお母さんも、障害があってもお子さんは正常でというような映画ができたそうです。課題として、結局、ヤングケアラーになってきますからね。●●委員、特養なんかでは、成年後見はどういうふうに出てきていますか。

委員 意外と多いのが、本人に契約能力がない状態で発見された方が、在宅で生活できないという形で来たときに、差し当たって措置で受けて、契約するために成年後見の申立てを、市長の方でやる形が多いですね。あとは、虐待案件とか、そのような形で、後始末的な契約という形を整えるための体制整備みたいな形での後見というのが結構あります。

委員 特養に入所している方は多くが認知症ですよ。

委員 そうですね。特に最近は制度的な問題もありまして、要介護 4、5 の人、要介護 3 の方でしたら 3A 以上からという形になりますから、認知症です。

委員 そうするとご家族がいたとしても、本人の契約能力がないと成年後見をつけなくてはいけないふうになってませんよね。

委員 なってないですね。

委員 国もそのところは目をつぶっていると思うんですけど、原則論で言ったら、ちゃんと成年後見つけないと特養に入れませんよっていうアナウンスする。ちょっと懐疑的かもしれませんが。

副会長 知的障害の場合は、基本的に軽度の人を除いて、中度、重度、最重度の人については、最初から意思判断能力がないので、18 歳なら全員が成年後見制度にならないといけない。親御さんのサインで入ってますけど、本来的には本人の意思確認は難しいです。それは通所であろうと、入所であろうと本人ここでいいんだよねって言われてうんと返事はしますけど、サインができるわけではなく、印鑑証明も取れるわけではないんです。親権のある間は親が代わりにサインをしていいですけど、もう 18 歳以上だったら本人になるので、そうすると本当は全員後見制度にならなければならないんです。最初に後見制度ができたときにはうちの施設の利用者さん、ご家族には全員説明して、ほぼ全員後見とってもらいました。後になって後見制度をやることで不利益が出てきたことで、あまり進めなくなったのです。もう 18 歳の時点で本人の判断で施設を利用するはずなんだけど、そうならないで家族のサインで入ってます。後見人も何の証拠もない状況の中で簡便的にやっていると。法律的には絶対おかしいんじゃないかと思いつつもサインしてもらってます。

委員 医療機関もそうなんですよ。精神科病院は医療法人制度があるからいいんですけど、一般病院に認知症の方が入院するとなったら本来は契約も家族の同意だけでは、させられない。でもその辺はすぐには、変えることは無理なんでしょうけど、本来はそういう個人の権利擁護という点では、その辺も絡んでくることですよ。

副会長 そうですよ。

会長 他には何かございます。

副会長 包括は何か取り組まれてるんですか。

委員 先日もお話ししたかもしれないんですけど、生活支援コーディネーターが入っていて、そこで地域作りのことでいろんな自治会の方や民生委員さんの方、施設の方とお話することがあって、包括の計画を立てる上で表にまとめてもらったんですね。各地域のどの団体に話を持っていくと広く落としがなく地区ごとに話ができるかなっていうところで、今回いくつかでそこに対して一部だけに行うではなくて、ちゃんと各地区ごとに、1 回ずつこういったお話をできるように働きかけていこうという話をしてまして、4 月ぐらいに河辺地区で依頼を受けてるので、実施する方向であります。

重層的支援体制整備事業では、包括も事業者さんもお自宅に訪問するので、そこで障害の方を見つけたら、問題を見つけたらということで、いろいろなところに繋いでいくってところが出てきます。そこで知的障害の方で親御さんが癌になって、知的障害の方は権利擁護のところと繋いでいかなければいけないってところも出てくるので、連携を取る上で各部署との話し合いとか、いろんなケースの検討会とかそういうものを開けるようにしていただきたいし、しなければならないと思います。

会長 現場の人たちから支援会議のようなものをやるときに、行政から呼びかけてくれると出やすいっていうのはあるんです。ぜひ行政が会議の招集者になって欲しいという声はありますから、ぜひ事務局の方がそこを留意してやっていただきたいなと思います。逆に言えば、現場の方からは、支援会議を開いてほしいということを要望していくことも必要かなと。

副会長 支援会議やケースカンファレンスをやって、実践例をきちんと積み上げていくってようなことができると青梅市の財産になってきて、いろんなケースについて対応がしやすいということも必要ではないかなと思うんです。

会 長 事業所によっては、支援会議とかにしょっちゅう出て行くと、少し目の前の仕事を片付けたらとか言われると、非常に出にくくなるわけです。だからそこを行政が声かけてくれば、大腕を振って出て来れるんです。

他になれば、答申に移らせて頂きます。

(2) 諮問事項に対する答申について

会長から市長に対して答申書を手渡した。

(3) 第2回成年後見制度利用促進審議会議事録について

事務局 お手元の資料3をご覧ください。前回第2回の会議でご意見ありました、社会福祉協議会の体制について、事務局の方から補足の説明をさせていただきます。青梅市では、青梅市社会福祉協議会に成年後見あんしん生活創造事業として委託しておりますが、当法人後見の受託件数が20件近くあることやネットワークの構築ができていないことなどあるため、令和5年度予算につきまして、社会福祉協議会の方から特に要望はありませんでしたが、市として、体制強化を図るために令和5年度の予算に、令和4年度に対して、人件費1人分を増額して、2名分の予算を計上いたしました。

第2回の成年後見制度利用促進審議会において、社会福祉協議会の法人後見受任件数について質疑があり、社会福祉協議会では20件、1人当たり10件が限界との話がありました。1人当たりの受任件数は、特に明確な規定等ないので様々な議論があることは承知していますが、市としては令和5年度の予算について、1人分の予算増を図りましたので、引き続き国の動向などを注視していく必要があるとは事務局としては思っております。専門職の意見等では、1人当たり20件から25件程度とか、30件という意見もあります。また、20件をはるかに超えるような受任の報告もありますので、市の方でも地域福祉課以外の福祉部門の人員配置も含めて、社会福祉協議会の示す1人当たり10件が適正な数値であるのかどうか十分に精査が必要があると思っております。

続きまして、議事録の方に入らせていただきます。先日、皆様に事前に送付させていただきました。その際にいただきました修正意見を反映いたしましたものを、お手元に配布させていただきました。追加で修正等なければ、確定してホームページにアップしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明に対してご質問やご意見ございますか。

副会長 今回の件で、資産何もないっていう人、それから例えば国民年金しかないというような状況の中で、司法書士、社会福祉士、弁護士という後見人が立てられないというのは、本当に現実的にあると思うんです。そこについては後見制度の前の制度を使ってた人の中で、認知が落ちてきたりなんかして後見制度に移っていった、今は社協の制度を使っているっていうようなことなんだと思うんですけども。すごく沢山いるわけではないのかなとは思いますが、これから増えてくることも考えられる中で、他市、他区で例えば、受託している社協とかで後見人を1人あたり何人ぐらい持ってらっしゃるのかっていうのを、もう一度やっぱり調べていただいて、10人ではなく例えば15人ずつできれば、現状で30人ぐらいまでは対応できるっていうところでいけば、3年間の計画年度の中は対応できる。もう少しこの後見制度が、皆さんの中に浸透しないと市民後見に手を挙げてくれるような人はいない。民生委員やるとみんな一息ついたり

してる人たちも結構多いので、そこでまたお願いすることもできるのかどうか、民生委員を退任した人に頼むっていうぐらいの、具体的な作戦でやらないと市民後見は難しいとなれば、この制度を使わなければ難しいと思うんですが、他市も調べていただくっていうことは、市としてできるのかということです。

委員 民生委員という意見もありましたけども、市民後見人になるのは、かなり勉強して、講習を受けてとなると、入り口で負担になってしまう。一方で、民生委員を長くやっておられた方はその辺の意識もできていると思われるんですね。そういう方たちにこういうことがあってぜひお願いしたいというようなことも行政なり社協の方が出向いてお願いをしていかないと、待ってるだけでは絶対来ないと言ってもいいと思います。民生委員を長くやってこられた方とかあるいは福祉関係の職に就いておられる方をお願いをしていく、あるいはそのための資料を作っていくという、具体的な施策が必要じゃないかなとは思いますが。

副会長 社協でいいんだけって言えば、市民後見人を広げるということをしなくても大丈夫だし、50時間の単位を取らないと市民後見人になれないですよ。そしたら50時間の授業なりを、青梅市だけでやるのもかなり困難性があるんじゃないかな。他市との協定なのか、三多摩地区全部でやれるのか、そういうものが構築されてるのかどうかその辺はよくわからないですけど、立川辺りで50時間通ってもらうみたいな。交通費ぐらいは出すみたいな具体的なことを考えないと。市民後見人を作っていくよりは、一応こういう制度がありますという周知はするけど現実には社協さんにやってもらうという方向では、駄目かな。

委員 市民後見の講座に関しては、都の方で、西多摩地区とかやるのは。

事務局 都がやるのは町村部だけです。

委員 青梅市は独自でやろうかと方針は。

副会長 50時間大変ですよ。

事務局 補足です。他の自治体の成年後見の研修制度については、独自にやっていたり、一部は複数の市で連携しながら、こういった会議体を持ってるところもある。昨年度、東京都の方から、都が主導するので、西多摩で研修を実施をしたいという連絡がありまして、こちらとしても他市とそのお話がある中で協議しようかというところで待ってたんですが、残念ながらここの段階になっても東京都から連絡が来なくなりまして、次年度以降東京都を待てられないので、市単独でやるのか、それとも手が上がった数字でまずやるのかここでもう1回検討する。先ほどあったように成年後見の認知度が低いので、なかなか一市でやってもどの程度集まっていたかか難しいところもあるので、その点はもう一度都の方に確認するとともに西多摩の中で実施に向けて動き出す市があるのか。特に今回のように計画まで作るのは西多摩で青梅市が多分初めてだと思いますので、青梅市が示してまずやってみるのか、ちょっとそこの辺も踏まえて検討していく必要があらうかと思っています。

委員 50時間というのは、座学で50時間やらなければいけないのか、それとも通信教育みたいに、レポートを書いて出せば何時間と認める形なのか。それによって受ける方のストレスが変わってくると思うんですね。もし通信教育と同じような一定時間のスクーリングを確保した後、通信教育と同じようでもいいんだら何とかスクールオブビジネスみたいなところに丸投げしてしまう可能性があれば、意外とできない話ではないのかなとは思っています。

会長 座学だけでは終わらないで、実習があるんです。実習は、社協あたりに頼んで、社協が抱えてる後見人のケースの訪問ときに一緒に行き実習していく体制も組まないといけない。

委員 私どもの施設にも、通信で社会福祉士の資格を受ける方がいて、実習って形で来るんですけど、トータルの中の実習で来るというので、その方々通信教育ですので、やはり所定時間は自己学習でやってると思うんですよ。

会長 市民後見人の通信教育ってあんまり聞かないですよ。

事務局 一般的に他市で実施しているのを見ますと、50 時間は、例えば司法書士の方とか弁護士の方とか専門職員から講義を受けた上で、ある程度座学やった後に社会福祉協議会の職員と一緒に少し実践的なものを備えた上で、フォローアップをしていくというような流れになります。先ほど副会長からありましたように、かなりはハードルが高いところはあります。他市の方でも市民後見をもう既に実施し、講座をやっているとありますけれども、数が少ないです。

後見制度利用促進体制整備研修ということで自治体も含めて参加できるものをオンラインで参加してきました。グループワークをする中でいろいろ質問してみたんですが、進んでるのはやはり都市部、政令指定都市は、何百人規模で市民後見を育てるところがありました。ただ、やはり市民後見については、携われる方はいいのですが、実際待機される方も非常に多くて、育成してはいいけども、モチベーションの維持が大変だという課題もあるそうです。研修につきましてもフォローアップですとか、法制度もいろいろ変わってまいりますとの意見がありました。

会 長 議事録に関しては皆さんよろしいですか。

委 員 ホームページに出されるっていうことでしたらですね、12 ページの上から 4 行目なんですけど、母数の関係ですが、介護福祉士が非常に多いというのは意味が通らないので、もしかして介護施設ですか。

事務局 事務局の方でまとめさせて改めて皆様で見ていただいて、13 日の火曜日までぐらいにご意見いただければそれもあわせて反映したものをもう 1 回皆さんに送って確定してからホームページにアップしたいと思います。追加修正ありましたら 13 日までに事務局の方に連絡をよろしくお願いします。

会 長 今ありましたように、もし修正あれば 13 日まで事務局の方に言っていただけたら修正が可能とのこと です。

委 員 今のページの一番上で私が携わってるんですけど、東京都はどうしてですか、突然出てきて、意味がわからないので、削ってしまっていていいかなとおもいます。

4 報告事項（1）成年後見あんしん生活創造事業による報告について

会 長 次第の 4 番目、報告事項、成年後見あんしん生活創造事業報告について説明をよろしくおねがいます

事務局 資料 4 をもとに説明を行った。

会 長 ただいまの説明に対して何かご質問やご意見はありますか。

委 員 相談状況について、市が行った講習会等との関連性は何ですか。例えば、講習会等をやった後に人が来るだとか、地域性もあってその地域でやったらすぐそちらから出てくるとか、そういったものはあるんですか。あれば、効果のことが分かってくるのですが。

事務局 市民向けの講演会については、社協に委託しておりまして、年度末に 1 回開催されます。今年度はまだ開催してません。

委 員 相談者の内訳なんですけど、行政というのは、連携してるんじゃないくて、行政が相談してるということですか。

事務局 具体的に申し上げますと障がい者福祉課から今関わってる方がいるんですけど成年後見制度をちょっといろいろ教えてほしいという相談になります。

委 員 日常的に連携とかあんまりないじゃないですか。

事務局 あんまりないですね。該当するようなケースがあると相談の連絡をいただくという感じです。

委 員 資料裏面の後見受任の経緯で、首長申立てと地権事業利用者首長申立、これ最終的には市長申立てということで同じですよ。

事務局 はい。地域福祉権利擁護事業は国の成年後見制度ともちょっと似ている事業があるのですがそちらを

元々利用しています。

委員 社協主導でやりましょうということで、市長申立てになるということですね。

会長 多分判断能力が著しく低下してるとかで地域福祉権利擁護事業のところではもう対応しきれなくなってるから、後見に移行するっていうことですよ。

会長 他にはどうですか。

副会長 男性が多いから障がい者が結構いるのかなと思ったら高齢者ですね。

会長 この件は、よろしいですか。

5 その他

会長 最後に次第の5、その他について委員の皆様、また事務局から何かありましたら、よろしくお願いします。

事務局 社会福祉協議会のほうから講演の説明をさせていただきます。今年度の市民向け講座について、ある程度形が決まってきましたので、ご報告させていただきます。日程については、3月30日土曜日。時間が午前10時半から12時半の2時間。会場は、福祉センター2階の第1集会室から第3集会室まで一部屋にして、行いたいと思っております。第1部は成年後見制度についてということで今回は社会福祉士の方を講師に迎えまして、親族後見人入門講座ということで、ここまで例年、成年後見制度とはこういう制度ですという大まかな制度の説明をしていたんですけども、ターゲットを絞って見たらどうだろうというお話もありましたので、今回は親族後見人をこれからやろうとしてる方ですとか、現在やってるけど、詰まってる方とかもしいらっしゃれば、そういった方に来ていただいて、専門家のお話をいただければなど思っております。それが50分間。第2部が今時のお葬式、お墓事情ということで、葬儀屋さんに話をさせていただきます。お葬式も形態が変わってきており、あとお墓についても墓じまいどうするんだとか、核家族化も進みますので、墓守がいなくなっちゃってどうしようとかそういうケースあると思います。そういったことについて具体的に葬儀屋さんからお話をさせていただきます。その内容で50分間。間休憩と全体の質問、合わせて2時間ということで動いております。3月1日付けの広報おうめでも周知したいと思っています。あとホームページとチラシを作って、関係機関の皆様、事業者さんのところにチラシを配らせていただいて周知のご協力をいただこうと考えております。

事務局 先ほど計画のところで支援会議等個人情報の関係がありまして補足をさせていただきます。先ほど会長からありましたようにこの重層的支援体制整備事業の多機関協働の中で支援プランを作成することになってまして、実はこの支援会議が二つ、会議体を実施することになります。通常重層的支援体制整備事業における支援会議を開催する場合は、利用者の方から必ず同意が必要になりますので、その同意にもとづいて個人情報を取り扱うので、こちらについては同意が取れない場合はできないという。もう一方の同意がなく行う支援会議、こちらの方が通常の意見交換という形でそれぞれの専門職等が、それぞれのいわゆる個人情報の取扱いに注意しながら実施するという2層構造になる。今まで例えば要保護児童対策地域協議会でも同様の会議をやって、しかもその場合も子供の問題ではなくて、その親が障がい者であったらその障害の問題も含めて多機関協働でやってるので、他の自治体の中の支援会議が活発に行われてないという指摘もあります。市の方としてもそのすみ分けについて従来の支援会議でやっていくのか、重層の方に持ってくるのか。同様の会議を含む同じ会議体を開催しても、参加者の方にも負担もありますので、また対応が変わってきてしまう可能性もあるので、その整合性をどうしていくかっていうことを考えて、来年度からいわゆる地域福祉コーディネーターと市の地域福祉課が会議を開催できるような形にして、それを重層の方でやっていくのか、それとも通常の会議体でやってるか含めて関係機関と調整していく必要

があらうかと。それともう1点が支援プランですが全国的にまだ重層的支援体制の支援会議の方ができていないということで国からも指摘されております。その場合は支援プランまで作成しなければならないので、なかなかこの重層的支援体制整備事業の支援会議、いわゆる本人同意にもとづく支援会議自体がなかなか低調であるという、国からも指摘を受けてますので、そちらを踏まえまして来年度、整備しながらどういう形で管理をしていくのかは、今現在整備を進めているところです。

事務局 今年度の会議は今回で最後になります。1年間ありがとうございました。2点あります。1点目が来年度の予算の話をしていただきます。最終的には議決が3月の議会になりますので、あくまでも内示の段階での話になってしまうのですが、来年度は4回会議を予定しております。その際は日程調整の方させていただきますと思いますので、ご協力の方よろしくをお願いします。最後に令和6年度も成年後見あんしん生活創造事業を社協の方に委託して実施する予定であります。予算段階ではありますけれども、成年後見人等支援事業という項目を設けまして、市民後見人の養成の講座、交流会とかの企画を考えてます。第1回から再三ご意見いただいております成年後見制度の利用の周知については広報費として予算計上してます。今まで、福祉施設等にただ配付するだけだったんですけども、先ほども意見にあったように、ただ配付するだけでなくて身に迫った人に狙いを定めて周知するというご意見をいただきましたので、その周知方法につきまして社協とも協議いたしましてこの予算が無駄にならないように活用していきたいと思えます。人件費含めて全体で2500万円余予算計上してます。3月に議決いただければ、この金額であんしん生活創造事業を実施してまいりますので委員の皆様にも4月以降にこの事業を説明いたしまして、活用していきたいと思えますので、またご協力の方よろしくをお願いいたします。

事務局 本日をもって今年度、最後になるかなと思えます。任期につきましてはまた来年度もございますので引き続きぜひよろしくお願いいたします。地域共生社会推進会議の臨時会の方で、議論をいただいたところではありますが、福祉の上位計画になります地域福祉計画の議論をいただく地域共生社会推進会議が要綱設置となっているところでございます。こちらの審議会もそうですし、高齢、介護の包括される計画の方が、審議会化されてるということで、地域共生社会推進懷疑を審議会化するという話もさせていただいたところでございます。こちらの審議会につきましても合本と合わせて、部会の方で、吸収される形の方向性も今考えてるところでございます。いずれにしても7年度以降の話になりますけれども、来年度また皆さんの意見をいただきながらと思っております。

会長 それではよろしいですか。では、以上をもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。